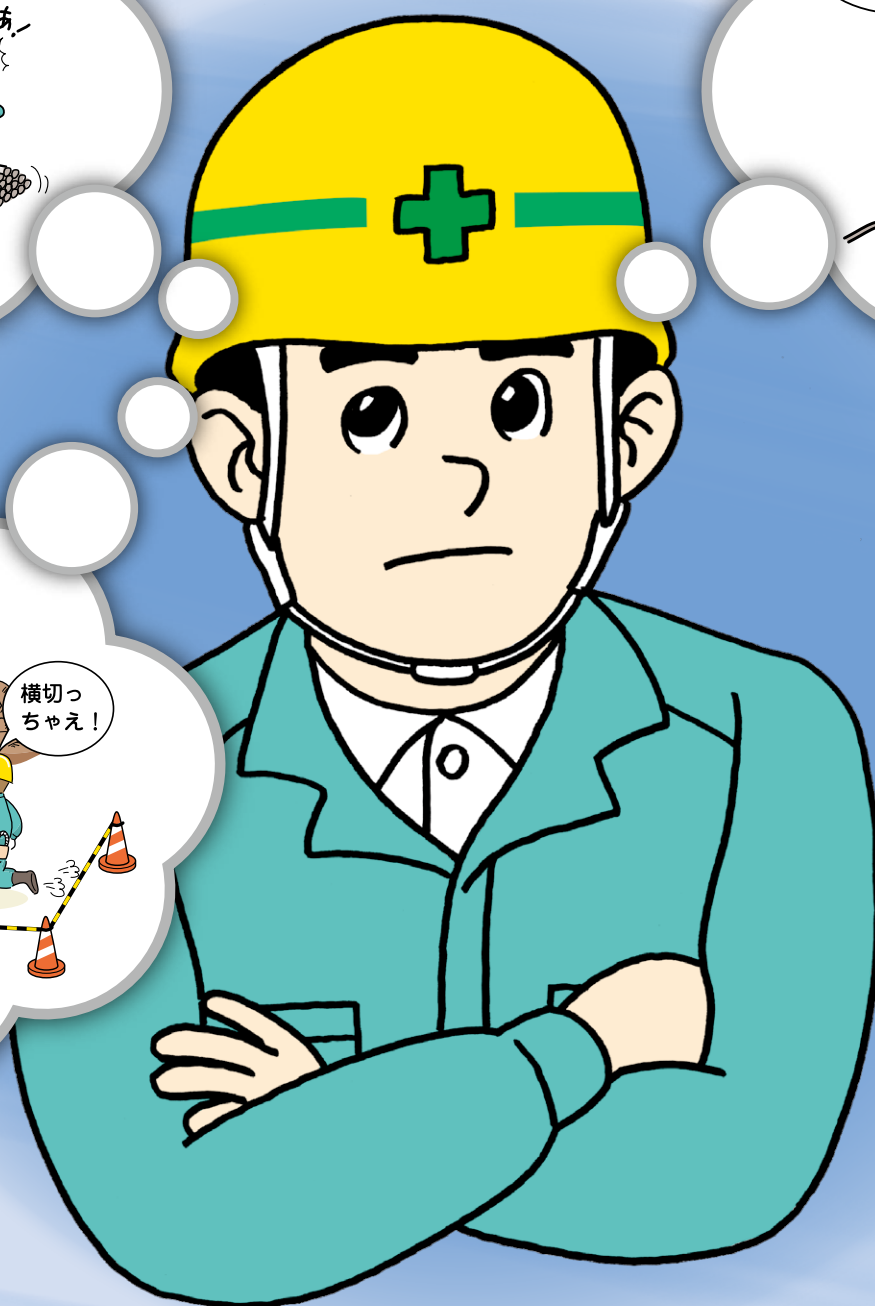
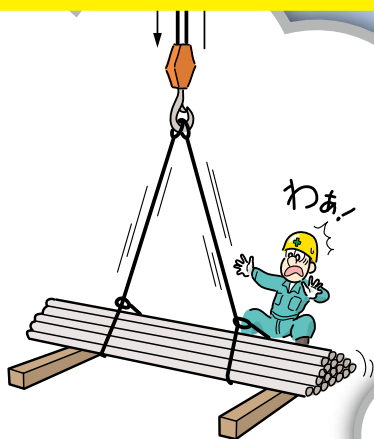


建設工事現場で働く労働者の安全意識を高めましょう！

建設従事者教育

(建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育)



当協会が、事業者になつて、不安全行動等の防止を目的とした安全衛生教育を実施します。



けんせつぎょうろうどうさいがいぼう し きょうかい

建設業労働災害防止協会 (略称：建 災 防)

建災防とは建設業を営む事業主及び事業主の団体が会員となって、建設業における労働災害の防止を目的として昭和39年(1964年)9月に労働災害防止団体法に基づいて、設立された公益団体です。

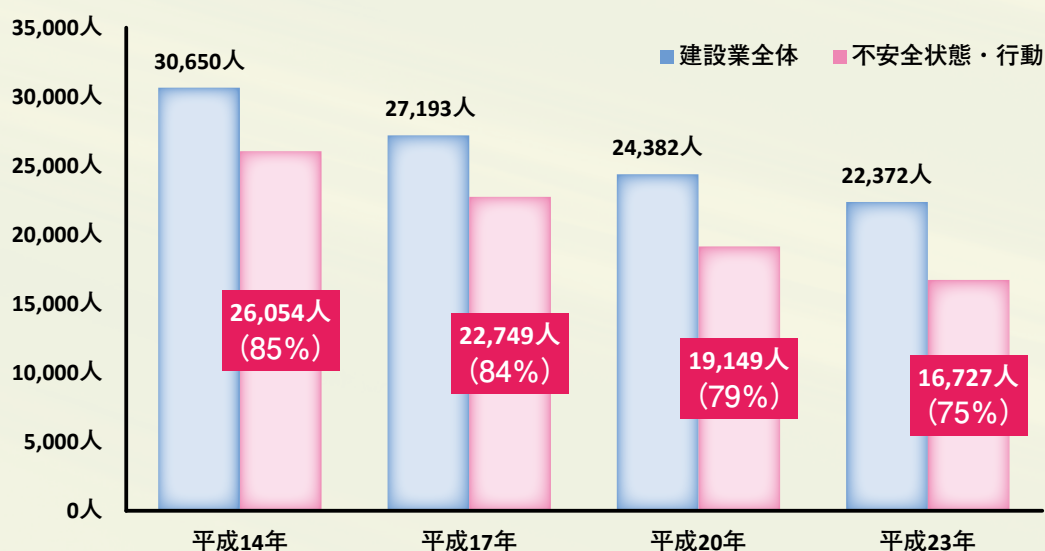
不安全行動とヒューマンエラーを防ぐために

人間の注意力には限界があり、どんなに注意深い慎重な人であっても、疲労や錯覚などでヒューマンエラー等を起こす可能性があります。

厚生労働省が3年毎に公表している「労働災害原因要素の分析」の中で、建設業の「不安全な状態別・不安全な行動別死傷者数」を見てみると、建設業全体に占める不安全な状態・行動による死傷者数は約80%を占めています。

不安全な状態・行動による災害を減少させるためには、適切な安全設備の設置や管理と併せて、**労働者の安全衛生に関する意識を向上**させることが安全衛生活動上、大変重要なことになります。

不安全な状態別・不安全な行動別死傷者数（休業4日以上）

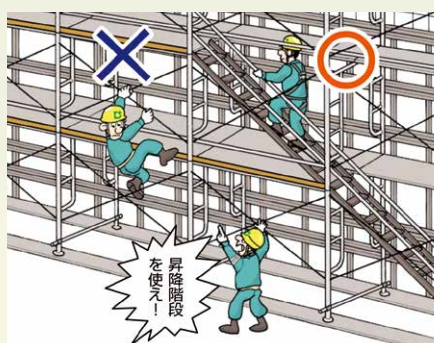


このようなことから、「人間は不安全行動をするもの」として対策を講ずることが必要であり、そのためには、注意喚起だけではなく、**繰り返し労働者へ安全教育・訓練を行うことが安全意識の向上に効果的**であると考えられます。

「安全衛生は必要なことだ」と労働者に認識してもらうためには、事業者等が安全衛生活動を積極的に取り組む必要があります。

当協会が策定した「第7次建設業労働災害防止5カ年計画」では、第6次計画期間中の発生状況から休業4日以上の死傷者数を15%以上減少させることを目標としており、その目標を達成するために、当協会が行う重点対策の一つとして本教育の推進、併せて、会員企業が実施する主要な対策として本教育の実施を掲げています。

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）」は、依頼者様の建設現場に当協会の講師が出向いて教育を実施することとしており、その教育内容については、基本的なカリキュラムに依頼者様のご要望に応じて現場に合った効果的な内容を盛り込むことが可能になっています。貴社の安全衛生活動の更なる向上のため、是非、本教育をご活用ください。



「建設従事者に対する安全衛生教育」の更なる実施が求められています。

平成 28 年 4 月 21 日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課長、労働衛生課長、化学物質対策課長から
建設業労働災害防止協会会長に対して

「平成 28 年度の建設業における安全衛生対策の推進に係る協力要請について」を発出

一部抜粋

建設工事従事者教育の徹底

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」（平成 15 年 3 月 25 日付け基安発第 0325001 号）に基づき、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法令の遵守事項等の基本的事項についての教育の推進を図る。

また、建設工事関係者連絡会議において、発注者等にも周知し、関係者の参加を勧奨する。

厚生労働省 及び 国土交通省は、「建設従事者に対する安全衛生教育の実施」を推奨しています。

平成15年3月25日

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部長から
都道府県労働局長に対して
「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に
ついて(基安発第0325001号)」を発出

平成15年3月28日

国土交通省 大臣官房 技術調査課長から
建設業労働災害防止協会会長に対して
「平成15年度における建設工事事故防止のための重
点対策の実施について(国官技第346号の2)」を発出

都道府県労働局長 殿

基安発第0325001号
平成15年3月25日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について

建設工事における労働災害を防止するためには、建設工事における元方事業者、関係請負人等の事業者が労働災害を防止するための措置を確実に実施するとともに的確な労働災害防止活動を実施することが必要であるが、併せて建設工事現場で働く労働者も労働災害防止の重要性を認識し、事業者が行う措置に応じて必要な事項を遵守し、労働災害防止活動に積極的に協力することが重要である。

こうした観点に立って、建設業労働災害防止協会では、今般、建設現場で働く労働者が守らなければならない労働安全衛生法の遵守事項等の基本的事項について周知徹底するための教育手法を示した「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」を別添のとおり策定し、その普及を図ることとしているところである。

厚生労働省としても、建設業における労働災害を防止する上で、当該指針に基づいた教育の普及が重要と考えられることから、貴職におかれても、管内の建設業における当該指針に基づく建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の普及に努められたい。

国土交通省発注工事の工事成績評定に加点されます。

国土交通省発注の工事では施工業者が「建設従事者教育」を実施した場合、工事成績評定の際に「創意工夫・安全衛生」の項目で、2点が加点されます。

なお、地方自治体も国にならい、工事成績で評価、加点をしているところもあります。

詳しくは国土交通省各地方整備局、又は同局事務局にお問い合わせください。

建設従事者教育の内容

1. 対象者

建設工事現場で直接建設工事の施工に従事する建設従事者です。

なお、職長又は安全衛生責任者もこの教育の対象者に含めることは差し支えありません。

2. 実施者

最寄りの当協会都道府県支部が実施します。

3. 講師

建設工事についての最新の知識及び豊富な経験を有する方や労働安全衛生法令の専門家が講師を担当します。

4. 教育の実施場所

要請があった建設工事現場の作業所に、当協会の講師が出向いて教育を実施します。

5. 教育の実施時期及び受講頻度

(1) 実施時期：建設工事の着手後、建設従事者の現場入場が出揃う時期の要請者が希望する時期に実施します。

(2) 受講頻度：原則として現場単位で1年に1回とします。

6. 1回あたりの受講者数

実技訓練を行いますので50人程度としています。

なお、小規模工事で建設従事者の人数が20人未満の場合でも、他工事と合同の教育も可能です。詳細は、最寄りの当協会都道府県支部へお問い合わせください。

7. 教育カリキュラム

学科4時間と実技2時間の6時間の教育です。

なお、現場の作業工程の都合等の理由から、建設従事者を集めることができない又は、まとまった時間を確保できない場合等には、学科と実技を2日間に分けて実施することも可能ですので、当協会都道府県支部にご相談ください。

科 目	内 容	時 間
1 労働安全衛生関係法令	事業者の責任と労働者の遵守義務	0.5時間
2 安全施工サイクルに関する事項	安全施工サイクルの実施方法 (安全ミーティング、KY活動、現地KY、作業手順等)	1.0時間
3 現場の労働安全衛生に関する具体的実施事項	①現場での安全管理体制 ②現場での安全点検 ③有害物、有害作業、有害場所等の健康障害防止 ④その他労働安全衛生に関する具体的実施事項 ※	1.5時間
4 労働災害の事例及びその対策	作業行動による労働災害防止対策 (ヒューマンエラー関係を含む)	1.0時間
5 実技訓練 (現場でできる実技体験訓練)	①服装及び保護具(呼吸用保護具、保護帽、安全帯等)の適切な装着方法 ②現場での合図の種類、方法及び確認 ③適切な安全指示の方法と対応 ④その他労働安全衛生に関する実技訓練 ※	2.0時間
合 計		6.0時間

※ 現場の工事の種類や受講者の職種に応じた対応が可能です。

本教育に使用する主な教材



実技体験訓練の例



重機との接触事故防止のため、オペレーターと誘導者の合図確認の実技体験訓練



土砂崩壊に類似した恐さを体験するための土圧の実技体験訓練

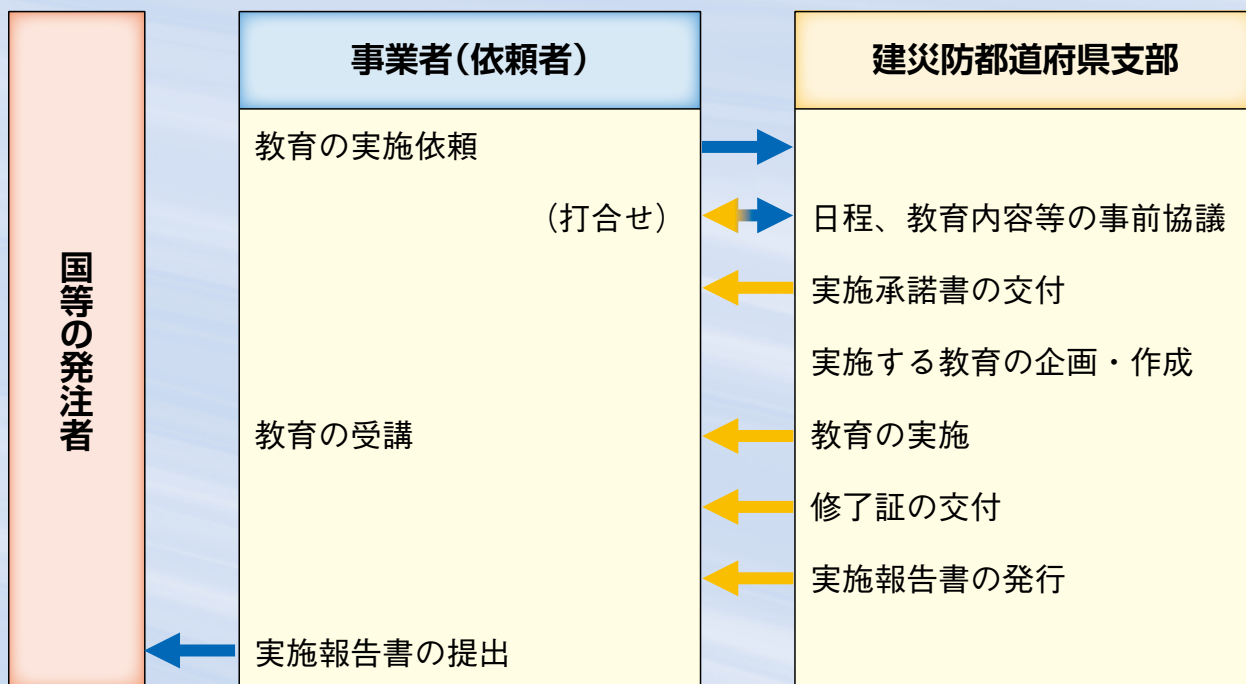


のり面からの墜落災害防止のための安全帯フック掛けの実技体験訓練



現地KYの現地体験
※ひとり一人がこれから作業する現地で設備や工具類等を点検しながら、危険を予測し対策を立てて、災害を防止します。

建設従事者教育の実施の流れ



修了証交付及び実施報告書の発行

この教育を修了した受講者全員に、当該教育を実施したことを証する修了証を交付します。
また、本教育を依頼された事業者には、実施報告書を発行します。

〈修了証見本〉

表 面

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」 修 了 証		
氏 名		
生 年 月 日	年	月 日 生
修了証番号	発行年月日	事業者名
建設業労働災害防止協会		支部 (印)

裏 面

この修了証は、「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」を修了したことを証明するものです。 大切にしてください。	
備 考	

〈実施報告書見本〉

様式第4号
第△△-●●-〇〇1号
建設工事に従事する労働者に対する 安全衛生教育実施報告書
〇〇〇〇建設工事共同企業体 〇〇〇工 事 作 業 所 殿
貴事業場における『建設工事に従事 する労働者に対する安全衛生教育』 を別紙のとおり実施いたしましたの で、ここに報告いたします。
平成 年 月 日
建設業労働災害防止協会 〇 〇 〇 支 部 長

様式第 1 号

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」
実 施 依 頼 書

平成 年 月 日

建設業労働災害防止協会
支部長 殿

会社（作業所）名	
代 表 者 名	印

「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育」の実施について、下記要領により申し込
みます。

1. 工事現場 作業所名	
2. 所 在 地	電話 () 担当者名
3. 発 注 者	
4. 工事概要	
5. 教育日程	平成 年 月 日 () 時～ 時
6. 教育対象者 の作業内容	<u>教育対象者 人</u>

この教育について詳しくは、最寄りの建災防都道府県支部へお問い合わせください。

支部名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
北海道	〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西3丁目 北海道建設会館7階	011-261-6187	011-251-2305
青森	〒030-0803 青森県青森市安方2-9-13 青森県建設会館1階	017-773-6200	017-773-6201
岩手	〒020-0873 岩手県盛岡市松尾町17-9 岩手県建設会館3階	019-623-4411	019-653-6113
宮城	〒980-0824 宮城県仙台市青葉区支倉町2-48 宮城県建設産業会館5階	022-224-1797	022-265-5604
秋田	〒010-0951 秋田県秋田市山王4-3-10	018-823-5499	018-865-2306
山形	〒990-0024 山形県山形市あさひ町18-25	023-642-3033	023-641-2590
福島	〒960-8061 福島県福島市五月町4-25 福島県建設センター3階	024-522-2266	024-522-4513
茨城	〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-22 茨城県建設センター内	029-300-4638	029-300-4639
栃木	〒321-0933 栃木県宇都宮市築瀬町1958-1 栃木県建設産業会館内	028-639-3133	028-639-3806
群馬	〒371-0846 群馬県前橋市元総社町2-5-3 群馬建設会館1階	027-252-1669	027-253-1776
埼玉	〒336-0031 埼玉県さいたま市南区鹿手袋4-1-7 埼玉建産連会館3階	048-862-2542	048-862-9764
千葉	〒260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル4階	043-225-8524	043-225-9818
東京	〒104-0032 東京都中央区八丁堀2-5-1 東京建設会館3階	03-3551-5372	03-3551-0488
神奈川	〒231-0011 神奈川県横浜市中区太田町2-22 建設会館2階	045-201-8456	045-201-7735
新潟	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町7-5 新潟県建設会館2階	025-285-7141	025-285-7144
富山	〒939-3545 富山県富山市水橋入部町字元禄4-62	076-478-4900	076-478-5090
石川	〒921-8036 石川県金沢市弥生2-1-23 石川県建設総合センター	076-244-7146	076-244-7265
福井	〒910-0853 福井県福井市城東4-12-21 福井地区建設業会館内	0776-24-1197	0776-21-8094
山梨	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-13-7 山梨県建設会館2階	055-221-8810	055-228-8882
長野	〒380-0824 長野県長野市南石堂町1230 長建ビル内	026-228-7200	026-224-3061
岐阜	〒500-8382 岐阜県岐阜市藪田東1-2-2 岐阜県建設会館内	058-276-3743	058-276-6848
静岡	〒420-0857 静岡県静岡市葵区御幸町9-9 静岡県建設業会館内	054-255-1080	054-272-6034
愛知	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-28-21 愛知建設業会館4階	052-242-4441	052-242-4440
三重	〒514-0003 三重県津市桜橋2-177-2 三重県建設産業会館2階	059-227-5922	059-225-7011
滋賀	〒520-0801 滋賀県大津市におの浜1-1-18	077-522-3232	077-522-7743
京都	〒604-0944 京都府京都市中京区押小路通柳馬場東入 京都建設会館別館3階	075-231-6587	075-251-0058
大阪	〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東1-30 大阪建設会館2階	06-6941-2961	06-6941-4885
兵庫	〒651-2277 兵庫県神戸市西区美賀多台1-1-2 兵庫建設会館2階	078-997-2323	078-997-2327
奈良	〒630-8241 奈良県奈良市高天町5-1 奈良県建設会館4階	0742-22-3345	0742-22-3346
和歌山	〒640-8262 和歌山県和歌山市湊通り丁北1-1-8	073-436-1327	073-426-3987
鳥取	〒680-0022 鳥取県鳥取市西町2-310 鳥取県建設会館	0857-24-2281	0857-24-2283
島根	〒690-0048 島根県松江市西嫁島1-3-17	0852-21-9004	0852-31-2166
岡山	〒700-0827 岡山県岡山市北区平和町5-10	086-225-4132	086-225-5392
広島	〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀8-10 クロスタワー2階	082-228-8250	082-211-3499
山口	〒753-0074 山口県山口市中央4-5-16 山口県商工会館4階	083-924-3743	083-923-7252
徳島	〒770-0931 徳島県徳島市富田浜2-10 徳島県建設センター内	088-622-3113	088-652-7609
香川	〒760-0026 香川県高松市磨屋町6-4 香川県建設会館3階	087-821-5243	087-821-5229
愛媛	〒790-0002 愛媛県松山市二番町4-4-4 愛媛県建設会館内	089-943-5330	089-933-0168
高知	〒780-0870 高知県高知市本町4-2-15 高知県建設会館内	088-822-0321	088-822-0513
福岡	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東3-14-18 福岡建設会館3階	092-483-5101	092-483-5103
佐賀	〒840-0041 佐賀県佐賀市城内2-2-37 佐賀県建設会館内	0952-26-2779	0952-26-2789
長崎	〒850-0874 長崎県長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館4階	095-820-7755	095-820-7744
熊本	〒862-0976 熊本県熊本市中央区九品寺4-6-4	096-371-3700	096-364-2020
大分	〒870-0045 大分県大分市城崎町3-3-41	097-538-0745	097-538-0323
宮崎	〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建設会館4階	0985-20-8610	0985-20-8504
鹿児島	〒890-8512 鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-10 鹿児島県建設センター3階	099-257-9211	099-257-9214
沖縄	〒901-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 沖縄県建設会館5階	098-876-5273	098-876-1198

〔本部〕建設業労働災害防止協会

T E L 03 - 3456 - 0618 (教育部直通)
03 - 3453 - 8201 (代表)

F A X 03 - 3456 - 2458

ホームページアドレス <http://www.kensaibou.or.jp/>